平成２７年（フ）第２５号
新潟市西区上新栄町２丁目14番45号
債務者　山口　和雄
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４号
富山県下新川郡入善町入膳8000番地　駅南住宅３－101
債務者　筒井志代子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第１２号
長野県上田市中央西１丁目10番12号　コーポ紺屋町201号
債務者　市川　清美
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第４４１１号
福岡県福岡市南区大橋３丁目29番10―102号、申立時の住所大阪府茨木市春日１丁目12番７号
債務者　松尾　栄作
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２００号
大阪市鶴見区鶴見４丁目11番75号
債務者　理容ウエナミこと　上浪　文夫
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４７７号
大阪市淀川区木川東１丁目10番22号　新大阪ファミール305号
債務者　松下アンヘラヨシコ
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４８３号
住民票上の住所大阪府河内長野市南青葉台12番17号
債務者　奥村　悦子（旧姓達石）
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５１９号
大阪府高槻市南総持寺町７番15―404号
債務者　鎌野　嘉文
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５２５号
大阪市平野区長吉出戸４丁目３番14号　めーぷるたうん406
債務者　植田　知一
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５８１号
大阪市平野区喜連西５丁目４番73号　宮本マンション３－305号
債務者　瀬戸　計子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５９１号
大阪府大東市氷野４丁目６番10号
債務者　米田　雄一
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目４番29号
債務者　中尾　　剛
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０号
大阪市鶴見区緑３丁目７番６号　永塚方
債務者　兵部　千恵
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８１号
大阪府東大阪市柏田西２丁目７番22号　コスモス21－301号、前住所大阪市平野区加美北１丁目23番18号　ＥＳＴ巽南603
債務者　山戸企画こと　山戸　真文
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９２号
大阪府守口市大久保町１丁目15番18号
債務者　小南工務店こと　小南　正夫
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１６号
大阪市大正区平尾５丁目９番９－1001号
債務者　玉元　宗榮
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部